

第8号様式（第8条関係）

世富第1825号
令和4年3月1日

時代株式会社
代表取締役 周 欣 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



（仮称）芙蓉荘ホテル建設プロジェクトに係る
景観配慮書に対する意見について（送付）

令和4年1月20日付けで送付された景観配慮書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

〒400-8501
甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県観光文化部
世界遺産富士山課富士山保全企画担当
TEL 055-223-1330

(別紙)

(仮称) 芙蓉荘ホテル建設プロジェクトに係る
景観配慮書に対する意見について

1 対象事業

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称：時代株式会社
代表者の氏名：代表取締役 周 欣
主たる事務所の所在地：東京都中央区新川1-16-7 NAOSHIビル5F
- (2) 対象事業の名称
(仮称) 芙蓉荘ホテル建設プロジェクト
- (3) 対象事業の種類
建築物の新築の事業
- (4) 対象事業の規模
事業区域の面積 1,489.24㎡
建築物敷地の面積 528.37㎡
- (5) 対象事業の実施に係る区域の位置
山梨県南都留郡富士河口湖町浅川字西の圃76番地1 外5筆

2 意見

(1) 全般的事項

予定する事業は、自然公園法など各種法令に基づく届出等が必要であるため、法令を所管する機関と十分に協議を行い、法令の規定、通知等に基づき風景の保護上適切な配慮を行ってください。

(2) 主な個別的事項

外観の色彩を決定する際は、富士河口湖町景観計画に準拠し、周辺の森林等の自然景観に調和した色彩としてください。

(3) その他の事項

今後の事業計画を検討する際に留意していただきたいその他の事項については別途通知します。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。この場合の請求は、説明機会付与請求書（山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する書類の様式等を定める要領第3号様式）により行ってください。